

○加藤課長補佐 では、定刻より少し前ですが、委員の皆様、おそろいですので、始めさせていただきますと思います。ただいまから「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」第7回を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、いつものことですが、専門委員会の運営に当たりまして、視覚・聴覚障害をお持ちの方などへの情報提供の観点から、発言者は必ず挙手をいただきまして、委員長から指名いただき、そして発言者は氏名を名乗ってから御発言いただくという形で運営させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料の御確認をさせていただきます。

配付資料は、今回は、議事次第と資料1から4となっております。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

なお、本日は、堤委員、松井委員、和田委員におかれましては、所用により御欠席という形で伺っております。

今から会議ですが、本日、冷房がきいておりませんので、適宜上着などは脱いでいただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

では、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、お願いいたします。

(カメラ退室)

○加藤課長補佐 では、以降の議事進行につきましては、汐見委員長にお願いいたします。

○汐見委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきますが、本日の議題は、(2)その他がもしないようでしたら、たった1つですが、中間まとめの骨子が出ております。これについて、皆さんに御意見いただくということになります。なるべく集中して行いたいと思いますので、御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、中間まとめの骨子（たたき台）について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○朝川保育課長 保育課長でございます。

資料1をごらんいただければと思います。

最初の紙は目次的に書いてございますけれども、まず序文がありまして、その後3段構成になっておりまして、1つ目の固まりが指針の改定の方向性について、中身を書いている部分でございます。大きい2つ目が、改定の方向性を踏まえて、指針自体の構成を見直すといったところについて記述している部分でございます。3点目がその他の課題という3部構成にしております。

1枚おめくりいただいて、序に当たるところですが、20年に改定以降、近年、いろいろな変化がございます。新制度の施行でありますとか、2つ目の大きいパラグラフのところ、いろいろな社会の変化を記述しております。

3つ目の大きいパラグラフのところですが、保育所利用児童数は1, 2歳児を中心に大きく増加してきているということ。さらに、小規模保育などのサービスも新しくできているということを書かせていただいています。

下から3つ目のパラグラフですが、この保育所保育指針は、現場の保育所、保育士にとって非常に重要なものであるとともに、保育士養成校のカリキュラムあるいは保育士試験の指針にもなる性格で、大変重要なものであるということでございます。

下から2つ目は、これまでの検討の経緯を書いた上で、平成30年度施行に向けて、幅広い見地から検討・議論を進めましたということです。

一番最後のフレーズは、今後ということで、これは1回、中間まとめをまとめていただいた以降ですが、さらに内容の充実が必要な点などについて検討を進めて、教育・保育要領あるいは幼稚園の教育要領の検討状況も踏まえながら、本年末を目途に最終的な報告を取りまとめる予定であるとしてございます。

1枚おめぐりいただいて、2ページ目からが中身についてですが、まず1つ目の柱ですが、保育所保育指針の改定の方向性。その中で、また幾つか柱を立てております。

1つ目、(1)の柱は、乳児・1歳以上3歳未満児、トータルとして3歳未満児の保育に関する記載の充実ということでございます。

まず、2ページ目から3ページ目にかけては、3歳未満児の重要性について記述してございますが、一つ一つ簡単に見ていただきますと、1つ目は、0から2歳までは、自己が形成され、他者との関わりを初めて持つなど、子どもの心身の発達にとって極めて重要な時期であるということ。

さらに、その後の成長や社会性の獲得等にも大きい影響があるということ。

3つ目で、これは第2回目に資料もお出ししましたが、海外の調査研究では、この3歳未満のところの発達の支援が重要である。質の高い保育というのが、その後に影響を及ぼすといったこともありますということです。

4つ目は、一方ということで、1, 2歳の保育の利用率は、平成20年度、前回改定時の27.6%から、昨年の4月の段階で38.1%に上昇し、近年、多くの3歳未満児が保育所保育を利用するように変化してきているということ。

さらに、保育所における3歳未満児の保育の在り方について、この保育指針においても、より積極的に位置づけることが必要と書いております。

次の段落は、基本的信頼感の形成という観点から、3歳未満が重要であるということを書いておりますが、2歳未満の時期は、乳児期から、保護者や保育士など特定の大人との間で愛着関係が形成され、食事や睡眠などの生活リズムも形成される時期であるということ。

この時期、周囲の人や物、自然など様々な環境とのかかわりの中で自我が形成される時期であるということ。

乳児期からの保育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の確保にも大

きな影響を与える。子どもの主体性をはぐくみながら行うことが重要。

その上で、保育者との信頼関係の構築により基本的信頼感を形成することは、生涯を通じた自己肯定感をはぐくむことにもつながる。そのためにも、保育者が子どものサインを適切に受け取り、応答的に関わりを行っていくことが重要としてございます。

その次、3つ目は学びの芽生えという観点から書いてございますが、乳児期からの子どもの生活の様々な場面で、主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わっていきこうとする姿は、「学びの芽生え」であるということ。

1、2歳にかけて、歩行の始まりから完成、言葉の獲得が見られる時期であって、人や物への興味や関わりをさらに広げ、気づいたり、考えたり、主張したりすることを繰り返しながら自己を形成していく。

3ページ目に移りまして、簡単な言葉なども用いた、子ども同士の関わりの中で、他者と関わる力の基礎が育成される。

0歳から2歳までの時期は、子どもの発達が飛躍的に伸び、様々な成長の段階の姿が見られるという特徴を有している。

専門職である保育士によって、それぞれの子どもの発達過程に応じた「学び」の支援が、適時・適切に行われることが重要で、発達の連続性を意識し、3歳以降の成長の姿についても意識して保育を行うことが重要であるとしております。

その次のところは、保育の内容の記載の在り方ということでございます。

現行の保育指針は、どちらかというとも3歳未満児の記載が3歳以上児に比べて少ないという課題があるというのが1つ目。

2つ目は、今まで見ていただいた、この時期の保育の重要性も踏まえて、その意義をより明確にして記載内容を充実することが必要である。

3つ目は、現行の保育指針では、保育の内容について、すべての年齢を通じた共通の記載がされております。そこで、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容について、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載することが適当ではないかと書いてございます。

この時期においては、発達過程における成長の幅が大きく、発達過程に応じた保育を行うことが重要で、できるだけ発達過程と保育内容とを合わせた形で記載することが適当。これは後でも出てきますけれども、発達過程が現在の指針は独立した章を形成していますので、そういったところを意識して記載しています。

その次は、教育に関しては、いわゆる5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中ではぐくまれていくということを踏まえた内容とすることが適当。

発達過程の最も初期に当たるこの時期には、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重事で、教育と養護の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要。

生活習慣の形成や家庭での学びとの連続性の確保などの観点から、保育所と家庭との連携が極めて重要としています。

最後のところは、考えられる具体的な保育の内容の例ということで、記述を充実していくといったときに、どういう充実をするのかといったことの頭出しみたいなところですが、1つ目は、保育内容の実際の展開にあたっては、少人数で落ち着いた環境を準備するなど、この時期の特徴を踏まえた保育上の配慮が必要。

その次は、1つの保育所で保育する乳児の人数が増えている中で、乳児が落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成や、3歳未満児の自我の発達や興味の状況に合わせた適切な人数のグループ構成による保育等、発達状況に応じて集団規模を工夫することが有効である。

3つ目は、クラス編成においても月齢や年齢による一律の区分だけではなく、それぞれの発達の状況に応じた編成を弾力的に行うような対応も重要。

最後に、この時期の子どもが穏やかに過ごす事が出来るよう、音の大きさや採光等、室内の環境に対して丁寧に配慮ということを書いてございます。

最後の4つのところは、本日の議論等で、より具体的なことを追加で出していただければと思います。

2つ目の柱ですけれども、(2)として、幼児教育の積極的な位置づけということでございます。

その1つ目の柱が、幼児教育の一翼としての保育所保育ということで、幼児期は、生活や遊びの中で、自発的、主体的に、環境と関わりながら、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく時期である。

適切な教育環境を整え、幼児の心身の調和のとれた発達を促すことが幼児教育の重要な役割。

3つ目のところで、認定こども園・幼稚園と共に、幼児教育の一翼を担う。

幼児期の教育について、保育指針は、5領域に沿って、幼稚園教育要領との整合性を図ることが適当。

平成26年には、教育・保育要領も策定されたので、施設種によらず、同等の教育内容で育まれることが重要。

2つ目の柱は、教育内容についての記載の在り方ですけれども、5領域の構成について、今、教育要領と少しずれがありますので、各領域に「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載するなど、認定こども園、幼稚園との更なる整合性を図ることが適当。

その次の丸は、前回見ていただきましたが、昨日も幼稚園の教育要領のほうの議論が文科省でされておりますが、そこで出されてきております5歳半の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を引用してはいますが、それを念頭におく必要があるということ。5歳児後半の幼児の主体的で協同的な活動の充実、卒園後の学びへの接続を意識していくことが重要ということでございます。

次に、教育的活動の意識的な設定としてありますが、その1つ目、保育所保育における教育に関して、教育的活動の時間を意識した保育や、長時間の生活という特性に配慮した

時間の過ごし方が重要ということで、「教育的活動の時間を意識した保育」という表現を使っておりますが、ある一定のコアの時間を設定することを意識したらどうかということ表現していますが、御議論いただければと思います。

2つ目の丸で、乳幼児の主体的な活動の展開は、保育士による環境の構成が大きく影響する。保育士による教材及び環境の構成の検討について、継続的な取組が重要。

5ページに行きまして、保護者との子どもの姿や学びの共有、あるいは卒園児の学習の接続への配慮ということでございます。

5歳児については、先ほど出てまいりました、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点からの評価を加え、接続に配慮する。括弧書きで、これは幼稚園教育要領の文章にも出てきますけれども、他の幼児との比較とか一定の基準に対する達成度についての評定ではないということに留意するというところでございます。

2つ目の丸で、保育所児童保育要録、これは小学校に渡すものですが、これについては、認定こども園の指導要録、幼稚園の指導要録との整合性を図って、小学校で効果的に活用していただけるようにする。

3つ目の丸は、写真や映像を活用した日々の記録やポートフォリオなどを通じて、保護者と共有する取組としています。

3つ目の柱でございますが、こちらは健康・安全の記載についてでございます。

1つ目が健康支援でございますが、1つ目の丸で、一人ひとりの健康状態や発育の状態に応じて健康の保持、増進に努めるということ。

2つ目は、児童一人ひとりに加えて、集団の乳幼児の健康と安全というところから、この健康・安全が成り立つということ。

3つ目は、小さいお子さんは感染経験が少ないので、初めての集団生活の場となることから、感染症に対する備えが重要であるということ。

4つ目は、この間作ってまいりました感染症対策ガイドライン、あるいはアレルギー対応ガイドライン、それと保育所保育指針を一体的に運用するということ。

5つ目ですが、年齢に応じた計画的な予防接種を勧奨するということが重要な対策であるということ。

その次の丸は、嘱託医や関係機関との連携を強化し、組織的に子どもの健康支援を強化するとともに、看護師等の配置を進め、専門性を生かした対応ができるようにする。

下から3つ目の丸は、保育所で長時間過ごす乳幼児にとって、心身の成長を支えるバランスの取れた食事や適度な休息が重要である。

下から2つ目の丸は、午睡は、乳幼児の年齢や発達過程、家庭での生活や保育の時間などを考慮して、必要に応じてとることが重要。一人ひとりの心身の状態に応じてきめ細やかに対応していくことが必要。

最後、安全な午睡環境の確保、うつ伏せ寝の問題であるとか、SIDSに関しても配慮が必要。

6 ページ目、食育についてですけれども、食事は生命の維持、発育、発達に欠かせないものであり、生きる力の基礎を育む上で非常に重要である。食事は年齢が低いほど生活に占める割合が大きく、保育所保育の生活の一環として重要である。

2つ目の丸は、この間つくりました食事の提供ガイドラインを保育指針と一体的に運用する。さらに、ことしの3月に第三次食育推進基本計画というのが政府でつくられておりますので、それを踏まえていく必要がある。

3つ目で、保育所における食育では、成長・発達を支え、食を営む力を培うとともに、家庭との連続性を意識することが重要。

4つ目で、充実した食事の提供とともに、保育所における食への配慮を丁寧に保護者に伝えることが、保護者への支援にもつながる。

さらに、自園調理は食育を推進する上での長所が多い。

さらに、保育士、調理士、栄養士等が連携して、一体となった取組が重要。

また、その下2つは、大体同じようなことが書いてありまして、最後の丸で、安全で安心な生活が送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通理解することが重要。

その次に、安全な保育環境の確保ですけれども、前提として、日々の保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援することが必要。子どもが成長していく過程でけがが一切発生しないことは現実的には考えにくいですが、死亡や重篤な事故とならないよう、予防と事故後の適切な対応を全職員で行うことが重要。

一番下の丸ですけれども、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中的場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要。

7 ページ目、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要だが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要。

3番目の柱の最後ですけれども、配慮を必要とする子どもへの対応ということで、保育所は乳幼児が日々の生活や遊びを通じて共に育つ場所であり、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、配慮を必要とする乳幼児についても、積極的に受け入れて行くことが必要。このため、保護者や関係機関と密接に連携しながら保育を行っていくことが重要。

2つ目の丸は、一人ひとりの障害は様々であり、その状態も多様であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要。関わりにおいては、子どもに応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面への配慮が必要。

最後の丸は、慢性疾患を持つ乳幼児あるいは医療的ケアが必要な乳幼児の保育について、医療関係者、保護者との連携を密にし、必要な医療的対応が行われるよう配慮することが重要としております。

4つ目の柱ですけれども、こちらは保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性ということです。

最初のところは、環境の変化で子育て支援が重要だということが書いてありまして、2

つ目の括弧書きでけれども、保護者と連携した「子どもの育ち」への支援ということで、海外の調査研究、これは第2回目に出した資料で、によれば、質の高い保育を3歳までに受けると、その発達に影響が大きい。その中でも、特に保育施設よりも家庭の影響が大きいということですので、保護者への子育て支援の重要性は高いとしています。

下から2つ目は、現行指針で「保護者に対する支援」というものが新しく章として設けられて、その後も保護者支援の必要性は高まっておりますので、より積極的な保護者支援が必要としています。

一番下、「保護者と連携して子どもの育ちを支える」という視点を持って、保護者が本来持つ養育力が発揮できることを目標とした、保護者自身の主体性、自己決定を尊重した支援を行うことが重要。

8ページ目ですけれども、多様な保育の充実ということで、働き方、社会の変化などで多様な保育が重要。夜間、休日、一時、病児保育、様々進めていくことが必要。

さらに、3つ目の丸で、貧困家庭、外国籍家庭など、特別なニーズを有する家庭への支援についても配慮が必要。

その次が虐待対策ですが、児童虐待相談の対応件数は年々増加してきていて、発生予防、発生時の迅速・的確な対応が必要。

保育所は、関係機関と連携を図って、適切な対応が必要。

3つ目は、保育所におけるソーシャルワーク的機能の在り方について、今後の調査研究等により具体的な検討を期待。

地域における子育て支援事業との連携ということで、子育て支援を行う団体もふえてきていますが、保育所として、その拠点的な役割を今後どうしていくか、検討を深めていくことが必要としています。

3つ目の丸で、東日本大震災の発生を経て、安全に対する社会的な意識の高まりがあって、最後の丸で、平時からの備え、危機管理体制づくりを行政や地域の関係機関と連携しながら進めて、災害発生時の対応を保護者と共有することが重要としています。

最後の5つ目の柱は、職員の資質・専門性の向上ということで、最初の丸は、保育士は、専門職として中核的な役割があって、専門職としての倫理観に裏付けられた判断・対応が必要としています。

9ページに入りまして、1つ目の丸ですけれども、いろいろな環境の変化がある中、様々な困難を抱えた家庭・子どもへの対応、あるいは関係職種や機関との連携など、保育所に求められる対応は多様化・複雑化してきており、保育士としてもより高度の専門性が必要になっている。

その次の丸は、資格取得後も専門性を向上させていくことが重要で、多様な課題への対応や若手の指導等に当たるリーダー的な職員を組織の中堅として位置付けるなど、保育所における職位や職責の明確化を図るとともに、それにふさわしい専門性の向上を図るため、研修機会の充実が必要。

また、主任保育士、施設長という管理的職員についても、組織全体として保育実践の質や専門性の向上に取り組むということと、自らも管理職として専門性の向上に努めることが必要としています。

その次の括弧は、研修機会の確保についてですけれども、まずは、職場での研修の機会というのが重要で、日頃からそういう学び合いをしていくことが重要としています。

その上で、より専門性の向上を図るためには、自治体や関係団体の主催する外部の研修への参加が有効。

3つ目の丸は、なかなか研修に出づらいという状況はありますが、ローテーションの工夫など、組織的な対応が不可欠で、施設長・主任保育士は、こうした職員の研修機会の確保に取り組むことが必要。

次の括弧は、キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化ということで、1つ目の丸は、キャリアパスの明確化と、それに合わせた研修体系の構築が必要としています。

2つ目の丸は、その構築は、保育士の専門性の向上とそれによる保育の質の向上にとって重要であるということと、保育士の職場定着、職場復帰のしやすさ、同一施設にとどまらないキャリアパスでの活躍にも有効であるということと、今後具体的な検討が必要としています。

10ページ目ですけれども、ここから大きい2つ目で、構成の見直しについてです。

(1)見直しの方向性です。

1つ目は、前回、指針自体を大綱化しておりますけれども、その方針は維持しつつ、必要な章立ての見直し等を行うことが適当。

2つ目の丸で、現行指針第2章「子どもの発達」については、発達過程に関する基本的な事項について、「保育の内容」と併せて記述して、その他の詳細な事項については、解説書に移行することが適当。

3つ目の丸は、現行指針第4章の「保育の計画及び評価」についても、教育要領などに合わせて総則に移行することが適当。

4つ目の丸、保育所における保育課程の作成につきましては、他の要領との整合性をとって、総則において「全体的な計画」とすることが適当。

5つ目の丸は、養護は保育所保育の基盤であり、指針全体にとって重要なものであることから、こちらも基本的なことは総則に移行することが適当。

下から3つ目は、保育所における教育の存在を明確にするために、ねらい、内容については、認定こども園、幼稚園と構成の共通化を図り、各領域に「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載する。

下から2つ目は、教育に関しましては、乳児・1歳以上3歳未満児・3歳以上児、この3つについて、それぞれ別の項目として記載して、年齢別に記述することが適当でない項目は、別途配慮事項として記述する。



一番最後の丸は、保育所保育指針には、保育の内容に関する事項と保育の運営に関する事項、大別するとこの大きく2つに分かれるわけですが、教育要領との整合性を図る上で、この取り扱いをどうしていくか、検討課題であるとしております。

委員には、机上でその具体的な章構成を別紙で配付させていただいておりますが、今、御説明しましたものを整理してみると、こういうようになるのではないかとことを案としてお配りしております。いろいろなものを総則にまず持っていくということですね。養護の話であるとか、保育の計画・評価といったものを総則に持っていくということと、第2章のところでは、乳児と1歳以上3歳未満、3歳以上、この3つについて分けて、ねらい、内容を書いていくということ。4つ目には、教育要領と整合をとって、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を書いて、5つ目は、配慮事項と。

第3章は、健康・安全。

第4章は、保護者支援、子育て支援とした上で、保護者支援と地域支援のことを書く。

第5章は、職員の資質向上といった構成になるのかなということで、一応お配りしてございます。御参照いただければ。

次に11ページ目に戻っていただいて、大きい3番、その他の課題でございます。

1つ目は、新制度で保育所以外のサービスが新しく創設されているということで、まず1つ、記述の留意点としまして、この保育所保育指針は、地域型保育事業も参照することになっていくということ。

2つ目の丸で、3歳未満児の保育についてのいろいろな計画作成上の配慮事項を示すなど、小規模保育等の指針としての意味が明確になるということも必要ではないか。

小規模保育との連携という観点からは、地域型保育が主に3歳未満をターゲットに置いておりますので、保育所への接続の際の配慮。3歳未満児までの保育から3歳以上児の保育への連続性についての配慮が重要。

さらに、一番最後の丸は、3歳の時点で施設の移行が必要となるケースについては、引き継ぎを円滑に行うことで保育の連続性を図るため、先ほど出てきた小学校に渡すために作っております要録、これの活用を検討したらどうかということです。

(2)周知についての取組ということで、前回同様、わかりやすい解説書をつくるということと。

2つ目は、いろいろな研修をしていくことが必要であるということ。

3つ目は、地域型保育事業や認可外保育施設についても周知していくことが必要。

4つ目は、国民にも共有していくことが必要としています。

(3)は、保育の質の向上に向けてということで、保育所が果たす社会的な役割の高まりとか、質の向上の契機にこの保育指針の改定がなるとか、最後のところは、保育士を目指す方々にも保育指針が理解されて、子どもの健全な育成へとつながる取組が重要であるとしております。

ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局のほうから説明がありましたが、それを受けて中間まとめ骨子（たたき台）について御意見いただきたいと思います。

なお、今後の展望との関係で申しますと、中間まとめ骨子（たたき台）とつけているのは、中間まとめという形で、それをベースに今度、指針の文章化が行われますけれども、その前に、これまでの議論でこういう意見が出てきたということ、今まではばらばらだったものを整理していただいて、なるべくそれを反映するような形でつくりたい。いわば中間まとめの前の段階の文章だと思って、本日の議論でいろいろ出していただいた上で、改めて整理していただいて中間まとめに持っていきたいということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、御自由に御意見をお願いいたします。皆さん、お手元に既に意見が出ています。今、清水委員から手が挙がりましたが、それを見ながら聞いてください。では、清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。清水です。

資料2の3ページから意見資料を出させていただきました。よろしくお願いいたします。

2つの意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、保育所における保育の内容や保育士の業務に関して、定義になるものを明確にさせていただけたらということです。具体的には、「保育の内容」というのと「保育所保育の内容」というのを使い分けるとどうかなと思っております。

その後、必要性として、1. 現状、2. 問題点、次のページにこのように変更することのメリットを書きました。

現状は、児童福祉法の話です。次のページから、関係するところの条文を載せさせていただいていますので、必要に応じてごらんください。児童福祉法の「保育」は、家庭において養護と教育を行うことというのが6条の3に示されています。保育所は、保育を行うことを目的とする施設で、保育所の保育は養護と教育を一体的に行うというのが特性になっています。

また、保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業としているという記述です。

これらの条文は、保育所における保育は、家庭における保育と余り変わらないこと。そして、一体的にという部分と、保護者に対する保育に関する指導というのが保育士の専門性であるかのように読めます。このように、家庭における保育と保育所における保育の区別が明確でない場合、2に挙げましたような3つのケースが考えられます。1が家庭における保育が保育所における保育を含む場合、2が保育所における保育が家庭における保育を含む場合、3として、家庭における保育と保育所における保育が一部重なるケースということ。

① 場合は、家庭を持ったら保育士ができるようになるというように読み取れますので、

保育士の専門性がむしろ否定されてしまいます。2の場合、保育士の保育観みたいなものが、家庭の保育観を縛るという形になるかもしれません。3の場合は、どちらの問題も起きるような気がいたします。いずれにせよ、保育士の専門性が問われると思います。

次のページ、お願いします。

「保育」の内容と「保育所保育」の内容を使い分けることによって、そのメリットを書かせていただきました。使い分けることで、保育所における保育と家庭における保育を明確に区別できます。このことは、保育士の専門性を確立することにもつながります。保育士の業務も明確になりますし、業務独占ぐらいまで持っていけるかもしれません。

次に、意見2です。7ページをごらんください。

これは意見というよりも、その先の部分かもしれませんが、保育所の3歳以上の幼児にも学校教育を施すことが可能になるように、省庁の間で調整していただけたらと思います。方法はいろいろあると思いますけれども、現状の部分、学校教育法に基づく学校でないため、学校教育は行えない。以前、阿部先生から私に「教育」をどのような意味で使われているのかという質問がありまして、それに対して、学校教育法に基づく学校でないという、学校教育法に基づく教育という話をさせていただいたのですが、うまく伝わったかどうかわかりません。

問題点のところに書きましたように、小学校に入学する時点で、保育所の子どものスタートが違ってくるようになります。これは、第5回のときに私が発言したことですけれども、その際、児童の最善の利益ということを出しましたが、教育基本法4条にも反する可能性があると思います。法律を変えるにはかなりのエネルギーが要って、30年ぐらいかかるかもしれませんが、今、危ない状況といえますか、新しいシステムが動き出していますので、徐々に何とか近づける、そんなことをできればお願いできたらと思います。

ひょっとしたら市町村がその役割を担うことになるのかもしれませんが。そうすると、市町村は、保育所よりも幼稚園や認定こども園に子どもを入れるということが中心になってくる。そんなことになるかと非常にややこしいと思います。

なお、この意見は、第5回の私の、保育所において3歳以上の幼児を対象に行う学校教育法に基づく幼稚園教育に相当する教育という主張を否定するものではなく、もう少し先を見てといいますか、前の表現でいいますと保育所教育という主張ですけれども、それをもっと前に出せたらと思うものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

いろいろ御意見あると思います。もし何か、今のことに関連して御意見がございましたらお願いいたします。

ちょっと確認ですけれども、前もそういう御意見をいただいて、「保育所において3歳以上の幼児を対象に行われる学校教育に基づく幼稚園教育に相当する教育」という文言を

入れてはどうかという御意見だったでしょうか。

○清水委員 ありがとうございます。

できれば、そのような文言を入れていただくことによって、今の場合は、保育所における教育と幼稚園における教育というのが、保育の内容の一つ一つのねらいとかを見ないと同じであるということは読み取れません。これに対して、今のような表現を使っていただくことで、さらに保育所の教育と幼稚園の教育が同じものだということを主張することになると思います。これは、最終的に完全に一体になるには30年以上かかるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

本日、先ほど課長が御説明くださった骨子の4ページのところで、「保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ」という柱立てがございまして、今回の指針では、0、1、2のところをもう少し充実して書くということと、3歳以上については、幼児教育としての位置づけを積極的に出すということの一つの柱にしたいということが出ていました。今のは、つなげて考えられる。そういうことが可能かどうか、法的にも少し検討しなきゃいけないと思いますので、事務局のほうでも御検討ください。

ありがとうございました。

では、ほかに御意見、お願いいたします。

それでは、木戸委員、お願いいたします。

○木戸委員 倉敷市立短期大学の木戸です。

委員資料の1ページをごらんください。私のほうからは、「協働」ということについて御提案させていただきたいと思っております。

現行の指針においては、「協働」というのは以下の資料で記載があると確認できます。第4章の「保育の計画及び評価」、第7章「職員の資質向上」となっています。ここでは、「協働」というのは、職員間の協働性として示されていますけれども、保護者や利用者との協働や地域における子育て支援の協働としても明文化の検討が必要と考えております。

前回、第6回のヒアリング資料も確認しましたところ、全国社会福祉協議会のほうからは、保育士と調理員・栄養士等職員全体が連携・協働して行う保育ということや、それから、保護者支援についても連携・協働の方策という言葉が明記されていますし、日本保育協会のほうでも、家庭と協働して子育てをすることが大切であることを強調すべきであるという資料が出ています。ということは、家庭と保育士同士、職員間での協働ではなく、既に家庭との協働ということが恐らく周知されているということが現状ではないかと思っております。

加えて、現行保育所保育指針第6章の保護者に対する支援は、基本を示した上で、入所している子どもの保護者への支援と、地域における保護者支援が示されています。これらの支援は、保育所だけでできる支援ではなくなっていると思っておりますので、現行より

も幅広い範囲で協働することを強調していくことを検討していただければと考えております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

「協働」というキーワードをもう少し積極的に位置づけて反映していただきたいという御意見だったと思いますが、今のことに関連した御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、またほかの意見、どうぞお願いいたします。

では、村松委員、お願いいたします。

○村松委員 村松です。よろしくお願いします。

これまで私たち全国保育協議会、保育士会も含めてですが、いろいろなことを発言させていただいてまいりました。それらがかなり盛り込まれているということに感謝を申し上げます。同時に、実際、今、保育の現場で行われていることを、今の木戸先生のお話もそうですけれども、きちんと文章に書き起こして、やっていることをちゃんと説明する、そういう役割というのがすごく必要かなということを感じました。

ただいまの「協働」についても同じです。

それから、給食における自園調理が非常に有効だということもお書きくださっております。

と同時に、もう一つ、倫理観については、今、さらに求められていることでもありますので、具体的に倫理綱領みたいな形で示されているものもあるのだということをごく具体的に記載していただけると、ガイドラインと同じような位置づけで、倫理綱領もこの指針の中のどこかに登場させていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○汐見委員長 今の御意見に対して御意見ございますか。

解説書にでしょうか。ありがとうございます。

それでは、三代川委員。

○三代川委員 三代川です。

私の資料は11ページからなるのですが、先ほどの中間取りまとめの骨子の中の、ほぼ復唱するような形になってしまうところなのですが、保育所保育指針の対象者は、保育所職員としていただければと思います。保護者とともに保育所というのは築き上げるものだと思いますが、保育所保育指針の読み手を保護者も対象にするとすると、文章1つにしても書きぶりが変わって、読み込みが難しくなるのではと考えました。なので、対象は保育所職員になるといいと思います。

あと、乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実ですが、こちらは前回のヒアリングの御提案の中にもあったような内容となっております。小規模保育所等でも指標になるといいのではないかと考えております。

保育所における幼児教育の積極的な位置づけについても、骨子の中にもありましたが、

幼児だけではなく、乳児・3歳未満児も「教育」の位置づけがあるといいかなと思っております。

また、現指針では、教育に関するねらい及び内容が、3歳未満児保育を考えたときに読み込みに難しい部分もありますので、3歳未満児についても、ねらい・内容・配慮事項・または内容の取り扱いの記述があると、指標になり、実践に生かしやすいと感じます。

さらに、乳幼児に必要な教材の研究についても、積極的に行うということを明記するのも必要だと思います。

保育所保育指針における「子ども」の表記についてなのですが、前回は発言させていただきましたが、児童福祉法に基づき、「乳児」「幼児」「乳幼児」という表記にすべきと考えます。

以上です。

○汐見委員長 ちょっと確認させてください。最後のところで、児福法では乳児は0歳児ですね。幼児が3, 4, 5歳ですね。

○三代川委員 3歳になります。

○汐見委員長 乳幼児は0から5まで全部。2, 3歳は特にないということですね。

○三代川委員 このように、例えば1歳から3歳未満児とか、乳児から3歳未満児という表記でいいのではないかと思います。

○汐見委員長 わかりました。ありがとうございました。

では、課長、お願いします。

○朝川保育課長 児童福祉法上は、乳児は0歳児ですけれども、就学前のお子さんは幼児ですので、1, 2, 3, 4は幼児ということになっています。

○三代川委員 ありがとうございます。

○汐見委員長 児福法には、幼児は3歳以上と書いていないのです。どうも済みません。

ほかに、どうぞ御意見をお願いします。

では、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 関西学院大学の橋本でございます。

資料2の9ページから私の意見をお示しさせていただいておりますが、先ほどの中間まとめの骨子について、1つ質問をさせていただいてから、意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

先ほど中間まとめ骨子を御説明いただきました。いろいろな意見を丁寧に整理いただき、ありがとうございました。この中間まとめ骨子というのは、保育所保育指針の本体に入れるものと、ガイドラインに書き込むもの、両方が挙げられているという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

私の意見のほうですが、先ほどの骨子を拝見させていただく前に記載させていただいたものですので、内容が重複しておりますが、お話をさせていただきたいと思います。

2点ございます。

1点目は、秘密保持義務の明記ということです。保育所保育指針には、社会的責任において、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うということが定められておりますが、児童福祉法の保育士の規定には秘密保持義務があります。個人情報の保護と秘密保持というものは、厳密に言えば少し異なります。個人情報の保護というのは、その個人が特定されるような情報を言います。秘密保持義務というのは、例えばこれを言わないでねといったようなものを全て含みますので、秘密保持のほうが少し広い範囲となります。

実際に保育現場では、個人情報に限らず、さまざまな御家庭の情報というものを守っていくという責任がございますので、まずそこを明記してはどうかと考えました。ただ、虐待等への対応などにおいては、他機関、専門機関などと連携すること、情報共有することも必要ですので、それらのこともあわせて記載しておく必要があると考えております。

2点目は、職員構成を明示するという事です。先ほどの中間まとめ骨子の中にも「主任保育士」という言葉を使っていたいておりました。ただ、「主任保育士」といいますのは、現行のさまざまな規定では、裏面のほうに資料をつけさせていただいておりますが、公定価格の対応についてしか記載されておられません。この「主任保育士」が公定価格の中で、なぜほかの保育士よりも予算がつくのかというところの根拠が法令等では明確ではないので、保育所保育指針のほうに「主任保育士」あるいは「施設長」「保育士」を含めた組織構成を明示しておくということが必要ではないかと考えました。

先ほどお示しいただきました中間まとめ骨子の中については、2点意見を述べさせていただきますと思います。

1点目は、2ページ、保育の内容のところですが、こちらのほうは、保育士と保育者の表記が混在しております。以前にもお話をさせていただきましたが、この保育所保育指針が保育士養成校のカリキュラムや保育試験の指針にもなっているということであれば、特に保育内容のところは保育士を明記いただき、その他職員あるいは小規模保育の保育者などは、それに準ずると整理して記載いただくようお願いいたします。

それから、8ページの子育て支援のところですが、3つ目の丸のところです。「保育所が行う地域の子育て支援と役割分担との連携、支援団体の専門性をどうあげていくか」と記載いただいております。確かに保育サービスを担う小規模保育であるとか、その他保育サービスに関しては、保育所がそのような保育サービスに対しての指導的な役割というものを持っているかと思えます。

ただ、この支援団体というのは、例えば子育てひろばを運営するようなNPOなども含まれますが、そういう団体に関しましては、別の専門性をしっかりとお持ちだと思います。必ずしも保育所がその専門性を上げていく指導的な立場にあるとは限りませんので、そのあたりを整理して記載いただく。例えば「支援団体の専門性を支えていく」というような表現にさせていただければと思います。こちらに関しましては、もしかしたらガイドラインや解説書のほうに記載するような内容かもしれませんが、あわせて御提案いただいているということですので、お伝えさせていただきました。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

今のことに関連した御意見ございませんでしょうか。今の御意見に対する御意見あるいは御質問でも結構です。

ちょっと確認させてください。最初のメモをいただいている中の2つ目、職員構成の明示というのがございましたが、保育士、主任保育士、施設長、その他職員等、保育所の職員構成を明記する必要があるというのは、指針の中にどこかそういう職種を具体的に書き込んで、その職種の職業上の職能というのですか、ミッションを書き込んだほうが良いということでしょうか。

○橋本委員 関西学院大学の橋本でございます。

今の御質問に対してなのですが、細かなこと、解説書やガイドラインのほうで記載する内容かと思いますが、現行の保育所指針ですと、読み進めていくと、保育士、施設長ということが出てまいりますので、例えば総則のところには保育所はどういう職員で構成されるということを簡単に整理して書いておいてはどうかと思いました。

○汐見委員長 よくわかりました。

今のことも含めて、関連して御意見ございますか。

山縣委員、お願いします。

○山縣委員 関西大学の山縣です。この間、死亡説が流れましたけれども、生きておりますので、何とか今日もたどり着いてやってきました。

簡単に5点。基本的に新しいことを言うつもりはありません。今まで言った分で、今回のたたき台に入っていないことをあえて言わせていただくという形にしたいと思います。

内容と運営の双方を書いた現行指針から、内容をより重視した構成にするというのは、この新しい構成案を見たら何となく感じるのです、それを私は了解します。それでいいのではないかと思っているのですけれども、それによって、抜けていた運営の指針に関する部分を今後どのように扱うのか。不要だから落ちたわけではなくて、構成の論理上、抜けたからですから、その意味は非常に高いわけで、それを現場等でどう継承していくか、これについて、引き続き別途検討いただけたらというのが1点です。

2点目ですけれども、これはあえて強く言わせていただきたいのですが、認定こども園では、要領も解説書でも、教育と保育の一体的云々という表現は随所に出てくるのですけれども、保育が養護と教育の一体的提供であるというのは、300ページの解説書を含めて、一言も出てこないですね。このことが、今回の構成で非常に危うくなるというのが私の感じです。養護は非常に重要だから総則に書く。これも委員の多数派でしたので、私は了解します。積極賛成ではないですが、ある程度従わないといけないだろう。

しかし、養護と教育の一体的提供であるという表現そのものが解説書にまで回されてしまうのは、さすがに問題があると思っていまして、指針の例えば総則の1とか、どこかに必ず入れていただきたいなと思っています。これが2点目です。ここはかなり強いお願い



として、意見として言わせていただきます。

3番目ですけれども、保育の内容中心になって、運営の部分が抜けるという話で、別途検討と最初に言いましたけれども、それでも保育が社会的・公的な営みであるということ、これは総則もしくは5章のタイトルを若干修正してでも、先ほど橋本委員が倫理面のことを少しおっしゃっていましたが、そういうことも含めて記述しておいたほうがいいのではないかという気がしています。これは、場合によっては解説書もありかなというぐらいですけれども、その部分も必要ではないかと思っています。

4点目ですけれども、ちょっと細かい話になりますが、たたき台の4ページの下丸2つのところに関連するのですけれども、これも既に私、主張したことですけれども、保育士による環境の構成、これは当然のことながら非常に重要で、ここに書かれていることは全くそのとおりでと思うのですが、保育士自体が環境であるという位置づけを自覚すべきではないか。保育士そのものが子どもにとって、特に小さい子にとって、より大きな重要な環境なのだ。そのことをどこかに書く。これも解説書でも可能ではないか。そんな細かいことを指針は書けませんので、解説書でもいいのですが、自覚をしていただくようなことがどこかに必要であると思っています。

最後ですけれども、これは指針の問題ではないのですけれども、清水委員の2つ目の意見に触発されて、これも1回言ったことですが、あえて言わせていただこうと思います。学校教育法そのものに基づく学校は、これからも子どももどんどん減っていくわけです。現在、既に140万、恐らくことしの5月1日調査だと130万の場合によっては切るのではないかと思います。100万を切るのは、恐らく遠からずやってくるという状況で、やがて認定こども園が学校教育の中心になっていく。しかし、認定こども園は教育基本法と学校教育法を結びつけて、ようやく学校教育を説明しているという形になっています。

その教育基本法で言う幼児期の教育は、学校に限らず、保育所も家庭まで含めて幼児期の教育の主体として位置づけている。これは、従来、国も含めた解釈で一致していると思います。という意味で、認定こども園だけを教育基本法から抜き出すという論理は、恐らくかなり無理があるのではないかと思います。その辺も含めて、30年ではなく、もうちょっと早目に整理していただきたい。30年たったら本当に死んでいますので、できたら生きている間に答えを見てみたいと思っています。

ありがとうございました。

○汐見委員長 ありがとうございました。

何点か出されましたけれども、少し確認させてください。養護と教育を一体的に展開するという文言は、実は保育所保育指針ができた1965年以来、入っている文言なんです、前回の保育指針でその定義が書かれたのです。今、おっしゃっていただいた養護と教育を一体的にというときの養護という言葉は、どういうふうに定義、あの定義ということでしょうか。

○山縣委員 関西大学の山縣です。

基本的には、今、そこまで十分議論していませんから、従来のものを踏襲するしかないのではないかと。しかし、初期で私、発言しましたけれども、実は子ども家庭福祉、児童福祉の現場では、養護はもう少し違う意味でも使われている。そこは、本来は整理すべきなのだけれども、今回議論していないから、議論していないことを盛り込むのはさすがに無理ではないかと思っています。

○汐見委員長 そのことがあったからですが、児童福祉分野で養護というのは、児童養護施設などで使うときの養護というのは特別な意味がある。それから、養護と教育が一体的に展開されるときには、生命の保持と情緒の安定を図るという営みで養護が使われていて、生命の保持というのは当然、食事を丁寧に与えるとか睡眠をきちんとということで、これは独特の営みとしてあって、情緒を安定させるという営みのことを養護と定義して、それと教育というのは発達の援助である。子どもが発達していくのをサポートしていこうというのと、子どもの情緒を常に安定させていくということは、一体的にやらなきゃいけないのだという意味で使われているわけですね。

ところが、僕もあるところで疑問を出したのですけれども、素直に読むと、情緒を安定させるために行うというのは、子どもに対して、当初は抱っこしてやったりとか、いろいろするのだけれども、いつでも抱っこしているわけじゃなくて、自分の感情を自分で上手にコントロールしていく。最近の言い方をすると、情動的な知能のようなものをどう身につけさせていくか。自分の感情を自分で上手にコントロールしていく力を育てていくためにやっているのだとしたら、これは子どもの発達の援助ではないか。

つまり、感情の側面での発達の援助となったら、そういう意味ではこれは教育ではないか。養護と教育の一体的なというのは、教育と教育の一体的展開ということに、つまり、さまざまな能力的なものを、操作的な能力を身につけるのを教育と言って、感情のほうのコントロール力をつけるのを情緒と言っているとなってしまう。そうすると、これは混乱が起こるということで、例えば鯨岡さんなどは、情緒というのは子どものほうが求めていることを満たす。教育というのは、我々がこれをやってほしいということを出すとはっきり分けて、それをできるだけ一体的にするとやらないと混乱するということをおっしゃっているわけですね。

だから、あれはとても苦勞して書かれたと思うのですが、最近は感情知能とか、そういう言葉が社会的な流れの中でいろいろ言われるようになってきています。あの言葉はちょっと整理しなきゃいけないのではないかと考えたことがありまして、それは今回議論していませんので、あれはあの形で引き継いでいったほうが良いという御意見だと。よろしいでしょうか。

では、岡村委員、お願いします。

○岡村委員 山縣先生のお話にも私も共感を持ちながら、3年でぜひと思っているのですが。それから、教育・保育要領あるいは指針、教育要領、それぞれ10年というスパンは長いなということを感じます。前回からのこの10年の変化というのは、悪い意味で目を見張るも

のがあると思いますので、5年ぐらいで見直しが必要であるかもしれないと思います。

まず最初に、7ページで字句の確認をしたいのですが。中間まとめ(案)の「配慮を必要とする子どもへの対応」ということで、「配慮を必要とする乳幼児」というのは、全ての乳幼児が配慮を必要としているので、ここは「特別な」という言葉がつくのが適当なのかなということが1つ。

次の丸印です。「障害は様々であり」のところをずっと行って、「子に応じた」の「子」は子どもの子ではなくて、個人の個、個と集団の場合の「個」だと思います。

それから、先ほどの山縣委員の意見、実は前回の後も山縣先生と少しお話をしたのですが、確かに教育・保育要領で養護を総則のほうにしたことで、保育の内容の部分が教育と保育の一体性ということを言われたけれども、養護が語られていない。私も読み返してみても、本当にそのとおりだと思います。

改めて、この10ページの養護のところを総則に移行することが適当ということに加えて、第2章の保育の内容を書き始める最初のところに、1章の総則で述べた養護が、これらの内容を包むものだとすることを記述すること、あるいは2章の保育の内容のところを解説書で書きあらわしていくときに、ここにも養護が息づいているでしょうという書きぶりがあると、そこを養護が全体を包むということが言いあらわせるのではないかということを感じます。

もう一点、4ページの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置く必要がある。これは、中教審の幼児教育部会のほうの事柄が受けとめられているのだろうと思いますが、この言葉だけが書かれると、小学校へ行くまでにこれだけの力、このことができるようにという誤解を招いてしまうようなことになるだろうと思います。

これだけ読んで理解するというにはならないだろうと思うのですが、幼児教育部会のほうの取りまとめでも、幼児教育において育みたい資質・能力を3つの柱で語っていて、特に社会情動的スキルや非認知的能力、1ページのところで言われている事柄をベースにしながら、3ページには、知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎。学びに向かう力、人間性等ということの中で、遊びの中で、生活の中で気づいたり考えたりという工夫ができるような力を備えているということが言われているわけで、何かができるということではかっていくと、違うことになってしまうのではないかと思います。

ぜひ、この取りまとめの中にも一言、そういうことではない、こういう幼児教育部会の文言も少し持ってきて、誤解のないような記述にしていただければいいかなと思います。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

はい。

○秋田副委員長 今の岡村先生のことと少し関連するところで、4ページです。今回、教育ということを積極的に位置づけるというところですか。例えば「教育的活動の時間を意識した保育」という言葉だけが使われると、その教育ということがどういうものを意識し

ているのかという誤解があるといけないので、例えば「主体的な遊びを中心とした教育的活動の時間」とか、教育がどのようなものを意味しているかが少しわかるような言葉を入れていただくとよいかと思います。

2 ページ、3 ページの「学びの芽生え」というところに関しても、線を引いてみると、全て乳児期から学びが主張されているのですが、学びは生活や遊びを通して起こることが書かれる必要があると思います。このままですと学びの連続性とか学びということだけが強調されているので、例えば2 ページの「乳児期からの子どもの生活の様々な場面で」とあるのを、「子どもの生活と遊びの場面で」とか入れていただくとよいと思います。また幼児期の遊びは重要ですが、乳児期にも遊びがないわけではありません。乳児期部分に関しても遊びという言葉をきちんと入れていただくことが重要ではないかと思います。

あと、続けて残り4点、言わせていただきます。

1 ページ目です。保育所保育指針の重要性ということが下から3つ目のパラグラフに出ておりますが、「現場の保育所、保育士にとって非常に重要なものであるとともに」と書いてあるのですが、なぜ大事なのがここには何も書かれていません。それで、「保育士養成校は、カリキュラムや指針になっている。」と書かれています。私は、保育所や保育士にとって、保育士の質の向上確保であったり、全国の保育所が一定の質を保つということや、それから園が研修を行うときに基本に立ち戻る原点になる。そういう意味で、質の確保のために保育所保育指針は大事だということを書くことよいのではないかと思います。

もう一つは、保護者にとって、保育所が何をしているのかということを理解し、今後、家庭との連携や支援という上でも、保護者にも重要なのだということ、養成校、園、全体を見て、また家庭にとっても重要だという意味合いのことを、この指針の重要性というところできちんと書き加えていただくことが必要ではないかと思います。研修等にとっても指針がその原点になる、と思います。私の関わっている園などでは、どんな研修でも必ず指針は持ってきて、机の上に置いてもらう。何かあったら指針に立ち戻ってもらうということが重要だと思います。

9 ページ目の研修機会というところに関しても、実は保育所保育指針を基本に置いてほしいということと書いていただくとよろしいかと思います。

2 つ目の丸で、「より専門性の向上を図るためには、地方自治体や関係団体の主催する外部の研修への参加が有効」と書かれています。これは確かに事実なのですが、これがいかに効果が上がらないか、個人で特定の人だけが話を聞いてきて、何か園で報告してそれで終わりなのです。ですので、参加するとともにその内容を持ち帰って、園全体で共有して活かしていくことが重要であるということを書いていただけたらと思います。今回の改定では、保育士個人の知識をふやすことだけを書くだけではなく、園のみんなで学び合っていくということ、研修の部分に入れていただくことが必要ではないかと思います。

それから、細かな用語ですが、5 ページにポートフォリオ、9 ページにキャリアパスと

いう横文字言葉がありますけれども、ここだけポートフォリオというのではなく、日々の子どもの育ちを通じた記録とか。それから、キャリアパスというのも、専門性や経験年数に応じた職能を身につけるとか、横文字でなくて、誰もがわかる言葉にさせていただくというのが指針の精神ではないかと思えます。

また、海外の研究知見を引用しているわけです。例えば2ページ目の「海外の調査研究によれば、子どもの脳は生まれると同時に発達」しているのではなく、生まれる前から、今や胚子から、胎児から、いかに発達しているかという研究が出ているということを考えると、この指針にこういうことを書くことが妥当なのかどうかという印象を持ちます。

また、子どもの育ちで、7ページ目も、質の高い保育を受けた子とそうでない子では、家庭の影響が大きいので、子育て支援をしなければいけないという論理は、英米の研究によるものです。いわゆる保育の質の低い国で園に通う子どもたちの貧困と、日本の子どもの保育の質は違います。日本は保育をみんなで頑張って質を上げてきているわけですから、海外の結果と日本の保育が一緒になるような書き方はせず、分けたほうがいいのではないかと、あるいは書かなくてもよいのではないかと思えます。こんな結果があるということはいいいけれども、だから、日本はこうしなきゃいけないということではなく、そうした報告もあるということで止めるべきことと思えます。このあたりの書き方の工夫がないと、こういう海外の知見を鵜のみして日本にそのままあてはめるような書き方をすることは一番怖いことだと思えます。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

私、自分で勝手に挙げた中で出っていたので、そうですね。

保育指針がなぜ大事なのかということは、保育所の保育に対する社会的期待の高まりと、それに応じた専門性の向上、質の向上ということが本当に大事になってきている。だから、それを導く文書としての保育指針の位置づけも高まってきているということがちゃんと書かれないと、当然そういうことは反映させていきたいと思えますので、メールでも結構ですから、どんどん言っていただきたいと思えます。

今のような御意見。

では、安達委員。文書はないですね。

○安達委員 ないです。済みません。せんりひじり幼稚園、安達です。

まず、4ページですけれども、(2)の上から2つ目の「適切な教育環境を整え」。今までは、どちらかというと「適当な環境」という言葉であって、師匠の小田先生は、一人ひとりの適切を追い求めると、全体としては適当だということを僕、よく言われていたのですが、この「適切」というのと「教育環境」という言葉の定義がちよっとわからないので、ここはお聞きしたいのと。「環境」というのは、先ほどもおっしゃっていましたが、物的な環境とか人的な環境があるかと思うのですけれども、「教育環境」という定義がわかりにくいので、ここはどういう意味か、教えていただきたいと思えます。

それから、5ページですけれども、上から3つ目の「ポートフォリオなどを通じて、保護者と共有する取組」というのは、何を共有するかが書いていないのですけれども、多分、子どもの内面の育ちですとか、外面的になかなか見えにくい。子どもが主体的に生きていく上で、自分自身のさまざまな個性をよさとして、身近な大人に見てもらおうということがとても大切かと思しますので、例えばここにその個々の子どものよさですとか、そういう言葉を少し入れて、肯定的な視点で子どもたちを見るためにこういうものがあるという。単に記念写真みたいな日々の記録を見せるものではないということは、どこか触れておいたほうがいいのではないかと考えております。

それから、7ページですけれども、一番下の丸で、「保護者が本来持つ養育力」。本来あるのかどうかというのと。ここでは、施設・保育士が保護者と連携してということもとても大事なのですけれども、最近話題になっている「NHKスペシャル」の、チンパンジーは5年たないと出産しないのに、人間は1年ごとに出産するということは、本来、1人ではなくて、みんなと協働して育てるということ。もちろん、保育士や保育所もそうなのですけれども、保護者同士が支え合うというか、そういうことも少し触れておいてもいいのかなということ 생각합니다。

特に、まだ保育所に預けていない方が園に来られたときなどに、親同士を出会わせるような場所という役割もちょっと重要になってきているのではないかと感じております。

8ページですけれども、一番下の丸の「専門知識・技術」という中。私、以前、小学校の教師をしまして、中学・高校の先生はすごく専門的な知識とか教科が細かく分かれていくというのがあると思うのですけれども、幼稚園とか保育所の保育士の方々の専門性というのは、子どもを理解するというか、気持ちを理解するという専門性がこの中に入っていればいいのですけれども、子どもが主体的に育つということの基本にあるのは、今、この子が求めていることを理解することがないと、技術や知識も役立たないので、何か少し、そういうことが大事ということを入れておいてもいいのかなと思います。

それに関連してですけれども、9ページ、5つ目の「より専門性の向上を図るために」ということで、内部よりも外部のほうが専門性が向上するような書きぶりになっているのですけれども、先ほど秋田先生がおっしゃっていましたが、外に行き聞いてきただけでは、言われているのは、聞いたうち残るのは1割とか言われているので、これをもとに戻って、園の中で先生たち、保育者がみんなでどのように自園の保育をしていくか。この子の理解をどうするか、環境をどうするかということを中心に話し合うことのほうが、多分、今後は重要になってきて、外よりも中で自分たちの保育をどうするかという主体性が、結局、5歳児の後半の主体性につながっているように思います。

これは、どの園に行っても、保育者の方々の主体性がない園では、子どもたちの主体性は育っていないような気がいたしますので、ここに外よりもというよりも、内部のこういところで子どもたちの主体性をはぐくむための、先生たち同士の話し合いが非常に重要

だということは書いていただけたらと思います。もし、ここに書くとしたら、施設長の職員研修機会に取り組む必要という、施設長や保育士が研修機会の確保に取り組むだけではなくて、こういう方々自身が研修を受けるということは書いておいてもいいのではないかと思います。その方々に学ぶ姿勢がなければ、園の質は上がっていかないことは明白なので、ぜひ書き込んでいただけたらと思っております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

7ページで、本来持っているという言葉について、少し丁寧にとということがありました。これは大事なことで、たしか橋本委員だったか、上から指導するような雰囲気の子育て支援ではなくて、みんながいい親になりたいと願っている、その思いにエールを送っていくような支援という発言がございまして、それでこういう書き方になったと思います。ただ、これは「本来」という言葉を余り使うといろいろな誤解を生みますので、保護者の養育する姿勢とか力が伸びていくような支援という形でいいかなと思えました。

では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 和洋女子大学の鈴木です。きれいにまとめていただき、ありがとうございます。

今、安達先生のほうから研修のお話、秋田先生のほうからもありましたが、外部の研修がいろいろな意味で息抜きの場になっている部分もあるかなとは、ちょっと思うのですが、実は保育士さんが養成校から育っていく過程の中で、新任の段階からいろいろな困難や戸惑いを感じていくのです。なので、キャリアステージといいますか、育ちの経験年数であったり、担当しているクラスの保育の状況であったり、そういうところの細やかな研修と同時に、できれば私は逆に外部から人が入って、園長先生や主任に物が言えるメンターのような人が出てくると、保育士さんの早期離職が防げるのではないかと。

これは、指針にどうのこうのというよりも、恐らく解説書とかガイドライン、あるいは逆に言うと指導者用資料みたいなほうに必要なのかもしれませんが、研修に関しては、いろいろな形でサポートが求められていくのではないかなと思っております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

これはなかなか難しいところですが、一時期、メンターシステムをつくることがあちこちで試みられたのです。要するに、ぴったり寄り添って、何でも相談に乗っていく。初任者研修は学校だってあるのです。幼稚園にも一部あるかもしれませんが、保育所には全くないので、何かあったら相談に乗ってくれる人がつくということで、力もつくと同時に、やめるのを防ぐ等のいろいろな効果があるという意味では、第5章になるのでしょうか、書き方がもう少し。

例えば、今、やめてしまう一つの理由は、職場の中で行き詰まっても誰にも相談できない。コンシェルジュ的なものがないというのがございます。そういうことに少し道を開く

ような、解説でもいいのですかね。等も含めて、何か必要なのかもしれませんがね。ちょっと考えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

では、阿部委員から。

○阿部委員 大妻女子大学の阿部と申します。

議論が後戻りするようで申しわけないのですが、どうしても発言しておきたいなと思ひまして、10ページです。「養護」ということで、先ほど山縣委員も消極的だというおっしゃり方をなさっていたのですが、私もちょっと消極的です。その理由は、最初のころの子どもの育ちのところで非認知能力という言葉が出ていました。きょう、委員長から情動のコントロールということが出ていました。また、保育所指針で情緒の安定とか、養護のところに自我の育ちということが書かれています。

それは、すぐれて教育的な側面と先ほど委員長がおっしゃっていたことに同感です。そうしますと、今挙げたような養護の側面は、保育内容そのものと考えることが出来ます。それでも、養護の部分を総則にというのがこの委員会の総意がそうであるならば、せめて、先ほど岡村委員がおっしゃったように、保育の内容の最初のところに養護と教育が一体なのだということを、ぜひきちんと書き込んでおいていただきたいなという強い気持ちがあります。

○汐見委員長 大変難しくて、何が難しいかという、将来的には幼稚園教育要領、認定こども園の教育・保育要領と保育指針が、それぞれ独自性を持っていますけれども、指針としてなるべく一体的なものにしていきたいという思いがございますね。そうすると、幼稚園のほうでは、養護と教育が一体的にという言葉は出てこないのですが、私、昔、幼稚園ではそのことについてどう書いているのですかと聞いたら、一応ちゃんと書いてありますということで、それに対応した。

それを、今回、0、1、2のところについては、今のことをすごく強調するけれども、3、4、5のところでは分けて書きますね。だから、保育所保育指針は、0、1、2も、3、4、5も同じように書くのか、0、1、2のところではそのことを特に強調する。3、4、5のところでは幼稚園と同じような書き方をするというか、いろいろな方法があるなと思っているのです。

ちょっと、幼稚園はどうなっているか。幼稚園のほうは、むしろ保育指針を参考にして、同じように書いてくださるということだったら、それはそれでいいですけども、それは難しいので、0、1、2では、特にそのことを強調しているということは。

はい。

○阿部委員 そうしますと、ずっとこの会で議論している、3歳未満は養護があつて、3歳以上は養護がないのという。3歳以上も養護がありますよということをどこかで書きたいということがありましたね。なので、そのあたりのところとあわせて。

○汐見委員長 では、秋田委員、ちょっと読んでください。



○秋田副委員長 今、鈴木先生が見つけてくださいましたが、幼児は安定した情緒のもとで自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮しというのが幼児期の基本的な考えだと思います。安定した情緒という表現です。

○汐見委員長 そのことが保育所保育指針で養護と教育を一体的に展開するということの、幼児教育における考え方を表明したものだと言明を受けたことがあるのですね。それは違ったことを言っているわけではない。常に子どもたちの情緒が安定するという方向に働きかけながら、教育活動を行うということですね。そういう文言を、今度は3、4、5のところでは、逆に私たちが使うということで、実は同じことを言っているのですよと。

ただ、子どもたちの成長に応じて、そのあり方は微妙に変えていかなきゃいけないけれどもとやるのか、養護と教育の一体的展開というのをずっと0から先まで続けるのか。その辺はどうするのか、悩ましいなと思っていました。でも、考え方はきちんと残したいということははっきり出てきていると思いますので。

では、砂上委員、お願いします。

○砂上委員 今のことにも若干関連するのですが、学校教育法の第22条のところで、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し」という言葉を使っていて、教育ではなくて、学校教育法においても、幼稚園教育というときには「保育」という言葉を使っているの、ここで養護と教育というのが合わさった保育ということが幼児期にはふさわしいということは、学校教育においても確認される場所はあるかとは思っています。

ただ、阿部先生がおっしゃっている御意見のところ、私もより議論が必要であったり、また複雑になったりするかなと思うのは、今回、机上に配付していただいた具体的な章構成のところにもかかわるのですが、3歳以上児の保育にかかわるねらい及び内容で5領域が出てきています。そうしますと、今回、乳児保育、あと1、2歳児の3歳未満児の保育のねらい及び内容というところ、この5領域というところをどのように関連づけるのか。3歳以上で5領域がよりはっきり出されるとすると、0、1、2において、この5領域というのはどういう関係性があるのかということ、少し検討が必要だと思います。

恐らく5領域の内容でも、0、1、2でも当てはまる内容もあれば、例えば領域「人間関係」の「自分でできることは自分です」とか、「友達と積極的に関わりながら」というところは、乳児、1歳児にはちょっとそぐわないということもあるので、その辺の議論がより必要になってくるのではないかと考えています。

以上です。

○汐見委員長 今のことの関連、村松委員、お願いします。

○村松委員 村松です。

今のお話を伺っていて、私たちの感覚の中では、乳児たちも友達と関わりたいと思うし、大人とどうやって関わっていったらいいとか、関わってくれた大人に対する気持ちを表現するというのを考えますと、例えばこの保育の内容については、発達の連続性、保育

の連続性から鑑みたら、5領域も、それから養護という言葉の使い方も、全て、一つ筋を通した毎日の生活の中にあって、それが年齢に応じては、具体的な保育を展開していくときにさまざまなアプローチがあるよという理解で、私は保育の現場の中でそういう認識でいます。

ですので、0歳児の保育計画の中にも、この5領域という認識は十分に含まれた展開をしているということは実感としてあるところでもあります。だとしたら、それが文章にされていけば、さまざまな保育の連続性ということも説明できやすいかなと思っています。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

では、大方委員、お願いします。

○大方委員 大阪総合保育大学の大方でございます。

きちんとまとめていただいて、今までの議論がとても整理されて、感謝しています。

先ほど秋田先生がおっしゃっていた部分にもあるのですけれども、乳児期にも生活と遊びがあるということをどこかに書いておかないと、5領域ということは、最終的に生活活動が分化して遊びが出てきて5領域につながっていくということでもいいと思うのですけれども、乳児がそのまま5領域で何かをしようとしたときに、逆に言うと何かやらせみたいになってしまってもいけないし、領域別になるという誤解もあってはいけないので、むしろ0歳、乳児保育を別にすればするほど、生活活動における教育的な配慮や保育者の役割ということが明記されたほうがいいかなと。

特に、0歳、こういう生活習慣に偏ってしまわないように、その中にも言葉の発達とかも全部含まれてくるわけですから、村松委員がおっしゃったこともそういう意図だと思うのですけれども、5領域だけが残ってしまうと、実際にカリキュラムをつくるときには、またデイリーをつくるときにも5領域で書こうとすると、現実の実践からは遊離してしまうのではないかという懸念がされますので、その整理が一旦要るかなと思っています。

もう一つは、これは橋本委員がおっしゃっていた子どもの秘密保持ということは、児童福祉施設であるがゆえに知り得る情報ということがあって、学校教育ということであれば知り得ない情報があって、そのための秘密保持であり、だからこそ福祉施設としての子ども理解に基づいた保育の計画というものや、保護者支援ということが必要になってくる。なぜ情報を知り得ているのかということの背景を保育者の方々が押さえておかないと、それは幼稚園では知り得ないかもしれないことがたくさんあると思います。

その辺のところの福祉施設としての押さえが、保育所を修了した子どもが学校教育と同等であるという御意見は、清水委員や山縣委員がおっしゃっていることの方性は私も思うのですけれども、一方で児童福祉施設として生きてきたということと、保育所は今後残っていく。こども園と何が違うのだということがあれば、その辺のところの整理も必要になるのかなと思いました。

もう一つは、乳児といえども、あくまでも集団保育をしていくという位置づけとしての

保育者の役割を考えておかないと、家庭のように1対1ではありませんので、クラスの中の子どもが偏ってしまったり、同じ子ばかりケアすることがないようにという、2008年の子どもの人権ということも丁寧に書かれた経緯があるかと思えますけれども、ネグレクトの子どもさんが増えたり、虐待の子どもさんが増えれば増えるほど、その辺の押さえもどこかで必要なのかなと思いました。

以上でございます。

○汐見委員長 どうぞ。

○寺田委員 東京成徳短期大学の寺田でございます。

事務局の方、丁寧にまとめていただき、ありがとうございます。大変わかりやすくおまとめいただいたと思います。

それで、2点ほど提案させていただきたいと思います。

1点は、秋田先生もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、乳児期の中の遊びが主体的な遊びを中心としたものである。学びの芽生えというのは、子どもがまずは物に対して興味を持つ。例えば知的教育のところを例に挙げますと、手の届くところの物へのかかわりであり、その物の特徴について、いろいろ見たり、触れたり、なめたり、何でも口に入れるなど、物の働きを活動の目的から把握しようとし、それがさらに学び合いに変わり、人への興味・関心につながっていくと思うのですね。

ですから、学びの芽生えというものは遊びから始まっているのだというところ。ささやかな子どもの経験から生まれる、次への芽生えであるということ。このことを丁寧に書いていく必要があるのではないかなと感じています。乳児期からの、0歳児からの育ちの連続性がとても大事なのだというところは皆さんもよくおわかりだと思いますが、その書きぶりは大切にさせていただきたいところだなと思います。

もう一点ですが、一番最初の冒頭の文章の1ページのところに、近年、子どもをめぐる状況から、「日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となるとともに、兄弟姉妹の減少から、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親に」なっている。そして、子どもに対して、ちょっとしたことでいらいらしたり、殴ったり、たたいたり、虐待をしたり。それから、子育ての不安感、孤立感が高まっているのが現状にあると思うのですが、こういう文章はとてもわかりやすく、大変すばらしいと思うのですが、次世代育成の視点が、ほかの部分のところに項目として、よりもっと具体的に挙げたほうがよいのではないかなと思うのです。

例えば、7ページの保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性の中で、2008年の6章のコラムの中には、命の大切さとか、子ども・家庭の理解を推進するために、小中学生と赤ちゃんと触れ合い交流を実施している内容が書かれていますけれども、2012年度から、中学生の技術・家庭科で幼児とのふれあい学習というのが必修化されました。実際、養成校で、どうして保育者を目指したのかという話をすると、この中学校のときの職場体験とか保育体験ということがきっかけで初めて赤ちゃんと触れて、保育士になりたい

と思ったという学生が大変多うございます。

そういった意味からも、地域の中でお互いに顔が見える支援の中で、近所の小学生とか中学生が保育園に遊びに来る。また、地域のお母さんたちがそこで関わっていくという重要な地域子育て支援の一翼を担う場としても、この次世代育成の視点を入れていただくことを提案させていただきたいと思います。

以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

では、山縣委員、お願いします。

○山縣委員 関西大学の山縣です。

内容に取り入れるものではないのですが、文科省が子供漢字宣言を3年前ぐらいにやったと思うのです。全て漢字で書きますという。厚労省は、母子保健とか、私が主に関わっている家庭福祉課関係では、まだ「子ども」で表記することが多いのですが、今回、「子供」が全部漢字になっていますけれども、何か特別な意図があり得るのでしょうか。私の中でまだ若干なじみがなくて、絶対そうでないとルール違反だと言われれば仕方がないけれども、他の委員さんの意見も含めてですが、見た感じで言うと、「子ども・子育て支援制度」のところ以外、これは制度名だから仕方がないとして、後は漢字になっているような気がします。

○汐見委員長 では、課長、お願いします。

○朝川保育課長 保育指針が全体として幼稚園教育要領と整合性をとっていく必要があるとなると、そちらの言葉遣いにもできるだけ合わせたほうが良いという配慮要素はあると思います。

○山縣委員 逆に合わせてもらってもいいのではないかと個人的には平仮名が好みなので言いますが、これも委員さんの多数で決めるしかないと思います。これは、ここで使うと、今の事務局のイメージでは、指針も全部漢字で書こうということになりますか。

○朝川保育課長 まだそんなに明瞭に意思決定をしているわけではございませんが、いろいろ意見を伺いながら。

○山縣委員 わかりました。

○汐見委員長 では、秋田委員。

○秋田副委員長 まず1点は、山縣委員の意見に賛同させていただきます。0歳から6歳まで、今回の保育所保育指針は家庭の保護者もわかりやすく読めるようにと思います。今まで、ずっと大事にしてきたこの表記に関しては、もちろん3歳以上の部分については、幼稚園教育要領のほうが構造的に詳しい形になっていたので、それとドッキングすることはいいと思うのですが、思想として「子ども」と表記を書いていく際には平仮名が、よいと思います。これは法令上、いろいろあるのかもしれませんが、委員の1人としては強く「ども」を平仮名にすることを求めるものです。

もう一点、細かなことでちょっと教えていただいてもいいでしょうか。11ページになります

す。小規模保育等に関して、今後、この保育所保育指針がいろいろ使われていくということになります。今回、小規模保育等との連携という中で、新たに「要録の活用」ということが出てきて、ここに記載されています。反対をするものではありませんが、私は幼小の連携にかかわってきて、いかに要録というものが単独では機能しないか、無意味であるかを実際に経験してきています。悪いことではないです。記録としてちゃんとつくることは必要だと思うのですが、要録を活用すればいいだけではないと思います。

それから、引き継ぎ材料ではなくて、それは小規模保育と連携している保育所が協働・連携して、事前からの子どもの情報を共有し、さらにその上で要録を活用するということがない限り機能しないと思います。小規模保育施設から、いろいろな園に移行されるという事情もよくわかるのですけれども、要録を活用という、この1ポツで全ての引き継ぎがなされるのというのはいかがなものかと思います。もう少し何か手だてを書き込んでいただけないかと思います。

○汐見委員長 ありがとうございます。

もう時間が余りないですが、ぜひ言っておきたいということがございましたら、お願いいたします。まだ時間はあります。今日でおしまいではないですけれどもね。

では、岡村委員、お願いします。

○岡村委員 認定こども園ポプラの木の岡村です。私も意思表示をしておかないと。

「子供」は私も本当に抵抗を感じます。いつでしたか、どなたかからか忘れたのですが、「供」という漢字を使うことの意味ということが、所有とか所属とか、「お供」という言葉とつながっているというところでは、平仮名のほうがふさわしいという解説を聞いた覚えがありますし、私は「子ども」でもいいのですが、むしろ「こども」という一つの言葉になっていることからすると、「こども」でいいのではないかという思いを私は持っています。

以上です。

○汐見委員長 どこかで議論しなければいけないかもしれませんね。「子ども」がどう表記されてきたかというだけで、本当は1冊の本を書くぐらいのあれが実はあるのです。漢字で使うようになったのは、花魁の後ろについていくような、供え物の供えという字が使われた。それまでは、「等(ら)」, 一等賞の等を使うことが多かったので、もともと複数形の意味だったのです。

だから、親に対する子という意味と、手下とか、いろいろな意味があって、子どもの発見とか、人格があるということがはっきりしたときから、お供え物という表記をしないという人たちがふえてきた。でも、歴史の事実ではお供え物だったという点では、漢字を使うほうがいいと言う方もいらっしゃいます。これはなかなか難しいですが、どこかでまた議論したいと思います。

清水委員、お願いします。

○清水委員 済みません、清水です。

3ページの上から8つ目の丸ですけれども、発達過程と保育内容を合わせた形でと書かれているのですけれども、発達過程を余り強調すると、第2章を外した理由といいますか、それと矛盾するような気がしますので、乳幼児期の発達の特性の方だといいたいと思うのですけれども、発達過程でおおむね何歳はこれというのを余り前に出さないほうが、指針そのものはいいかなと思います。それが1点と。

もう一つは、11ページの周知に向けた取組の最後、「一般向けの啓発の取組」という表現を使って下さっているのですが、誰が取り組むのでしょうか。保育士さんが取り組むとなると、仕事がちょっと増えるような気もしますし、といて、保育所保育指針を新しくしましたというパンフレットみたいなものを出すあたりだといいいかなという気はするのですけれども、表現を「取組の検討が必要」ぐらいにマイルドにさせていただくといかがでしょうか。

以上、2つです。

○汐見委員長 課長，お願いします。

○朝川保育課長 まず、「子ども」については、確認してみますと、今回、我々が示した資料1の中では平仮名で書いてある。

○山縣委員 7ページの配慮を必要とする子どものところに漢字が出てきています。

○朝川保育課長 これは、多分ワープロミスです。意識して書いてあるわけじゃない。

○山縣委員 偶然。

続けて発言していいですか。であれば、幼稚園のほうのまとめが漢字で、当然、文科省が使うと宣言しているから仕方がないのだけれども、できたら余りそれに引きずられないでほしいという要望に変えます。

○朝川保育課長 続いて、今の清水先生の啓発のところは、どちらかという書いているイメージは、行政として取組が必要だということを書いているつもりですけれども、誤解を受けるような表現であれば、ちゃんと書かないといけないと思います。

○清水委員 ありがとうございます。

○汐見委員長 村松委員，お願いします。

○村松委員 村松です。

今の言葉の使い方についてですが、「子ども」は私たちも「子ども」が定着しているところでもあるので、それで違和感はないのですが、例えば「かかわり」とか「あそび」という言葉に関しても、保育士たちが書く記録を読むと、「わらべうたあそび」とか「運動あそび」とか、「あそび」を平仮名で書く人たちもいますし、「遊ぶ」という動詞になってくると漢字を使うとか、「関わり」という言葉に関しても平仮名で「かかわり」という書き方をする場合もあります。根拠がよくわからないのですが、実は保育士会の中でもいろいろな文章を取りまとめているときに、「関わり」という言葉を平仮名で書いて統一しようというところも出てきてはいるのです。

そこのところで、この指針の中で何々あそびとか、大人とのかかわりとか友達とのかか

わりということに関しては、どういう表記で統一するかということも統一していただけると、今後、さまざまな文章を私たちが取りまとめているときに統一感が出るのかなと思います。認識するのではないかなと思って、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

以上です。

○汐見委員長 法令的に「かかわり」などをどう使うかというのは、何かあるのですか。

○朝川保育課長 それは漢字です。「及び」も漢字です。だから、「子供」も公用文は漢字だと思います。しかし、現行指針は平仮名で書いていますので、破ってもいい領域はあると思います。

○汐見委員長 文科省が漢字にしたのは、どうも法令的な根拠だと思います。

そろそろあれですが、ほかに御意見ないでしょうか。

安達委員、お願いします。

○安達委員 先ほど清水委員が発達過程と保育内容に合わせてということ余りとおっしゃったのですけれども、僕はどっちかという、これはとても重要なことだと思っていて、是非これはこのままやっていただきたい。保育内容と子どもの発達がずれたままの保育を見ると、本当に子どもがかわいそうでしょうかなくて、これはきちんとセットで書き込んでいただくべきことかなと思っています。是非、このまま行っていただけたらと思っています。

○汐見委員長 清水委員は、そのこと自体は反対じゃなくて。

○安達委員 書き過ぎたらということわかります。ただ、ここはぜひ誤解なきよう。重要なところですので。

○汐見委員長 では、秋田委員、お願いします。

○秋田副委員長 東京大学の秋田です。

先ほど鈴木委員のほうから、研修に関して、外から人が入ることによってサポートすることが大事だということが言われておりました。私も賛同するところです。今回、幼稚園教育要領に関わる幼児教育部会のほうの取りまとめでは、幼児教育コーディネーターを初めとした内容が入るわけです。けれども、こういうコーディネーターは一応、法令上「幼児」は広く乳幼児を指すのであるとか、保育所も幼稚園も含むと考えているというご説明ではありましたが、保育所保育指針にも、保育に関してそうした質の向上のためのコーディネーターが必要であるという方向性を書き込むということが大事かもしれないと思います。

これは制度的な問題もありますので、どのような形が可能かというのは、今後、ニュアンスや書きぶりは検討が必要かもしれません。ただ、外ととっても、いわゆる外部者だけでなく、お互いの園間をつなぐとか、さまざまな形でお互いに資質を園を超えて高め合っていくようなニュアンスが書きこまれるとよろしいのではないかと思います。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

また気がついたことがあったら、事務局のほうにメールでも結構ですので、ぜひ御意見を寄せていただきたいと思います。

まとめることができないですが、一言です。今回、0、1、2のところをきちんと分けて丁寧に書くということにして、その背後には、保育所も3、4、5で1号認定の子を受け入れるようになってきた場合には、認定こども園とそれほど変わらなくなる。認定こども園という看板を立てた途端に、3歳以上は学校になりますから、そういう意味で、今回の指針はそういうことをにらんだ上で、3、4、5はなるべく共通のものということ。0、1、2は、保育所独自が逆に大事になってくるということで、そこを丁寧に書きたいということが共通のトーンだったと思います。

それで今、出てきた5領域というのを、そのまま0、1、2までするのかどうかというあたりで、もう少し乳児のところは工夫してもいいのではないかという御意見と、これはこれで十分使えるのだという御意見があったのですが、もともと5領域がなぜつくられたのかというあたりが実は余り議論されていない。簡単に申しますと、平成元年のときの改定の前にいろいろな議論がされていたわけですが、6領域のときの6つは、小学校の教科のミニ版ではないと言いながらも、実はあの領域は小学校の教科を言い換えたものだったのです。1956年にできたのですが。

それで、個別に物すごく細かな指導体系がつけられてきて、逆に子どもたちが先生の指揮のもとに動くという傾向が強くなってきたことに対するラジカルな反省があって、指示待ち人間等と言われる中で、そういうことが幼児期から始まるということは時代と逆行しているのではないかということで、子どもの主体性とか自主性ということを本気で育てていくような幼児教育に切り換えなきゃいけない。その主体性とか自主性、自発性を育てる活動として一番大事なものは、実は遊びではないかということで、しかもその遊びをどんどん発展させていくような保育というものをもう一回見直していくということで、遊びを中心とした総合的指導という言葉が生まれた。

そして、指示したら遊びじゃなくなりますので、遊びをやりたくなるような状況をどう作るかということ、それは広い意味の環境づくり。保育者も大事な環境であると同時に、子どもの様子を見ながら、絶えずここへ連れていくとか、モデルを見せてあげようとか、いろいろなことをしながら子どもの主体的な遊びを発展させていくような保育に切りかえようとして、それを環境による教育と呼んでみたり、教師中心から子ども中心へとか、いろいろな形で説明したのですけれども、なかなか伝わりにくかったということがありました。

ただ、そういうふうにして遊びを中心としてやっても、幼児教育は教育ですから、結果として、こういうものが育っているとか育っていないという評価がきちんとできないと、やらせっ放しで教育にならないということで、そういう活動を通じてどういう力をつけていかなきゃいけないのかということ、ずらっと数十項目挙げていって、それを今度は似たものを集めてジャンル分けしていったら5つに分かれたわけです。

それを、これは体に関わるものだねと集めたものが、改めて健康という領域と命名する



わけです。これは人間関係にかかわるもの。これは、周りの自然だとか何かに対する関心とか好奇心というのは環境。そして、コミュニケーション能力とか言葉については言葉として、表現はまとめて表現としたわけです。

それで、その5つというのは、全く哲学なしに5つになったのではなくて、あのとき担当した1人が岸井さんなのですけれども、岸井さんは勝田守一さんの認識論というものをベースにして考えたのだと。私なども師事していた教育学者なのです。それはそれなりの哲学があって5つの領域。実際には、岸井さんは思ったようには行かなかったということで、5領域については反省していると言っていました。

つまり、子どもたちが主体的・意欲的に取り組む活動は、まず生活と遊びがあって、その中で私たちは次代を担う人間として、こういう力を身につけていってほしいというものをきちんと見抜きながら評価して行って、そして改善していく。ということは、具体的な目標というのは、子どもたちのいろいろな生活とか遊びを通じて、こういうものを育てなきゃいけないねという形で整理していけばいいわけです。

最近、そこにもってきて、自我とか自己感とか感情的な知性とか感情コントロールとか、そういうものが大事になってきて、多分5領域もこういうものを育てなきゃいけないねというのを、あれからウン十年ですよ。5領域の中にも少し改善する議論をしたほうがいい。それは新しいものがいろいろ入ってきて、幼稚園はやってくれていないのではないかと思います。

同じようなことは、0, 1, 2の子どもたちの生活と遊びを通じて、将来につながるものとしてはこういうものを育てなきゃいけないということで、改めて、私たちはここで本当はやったほうがいいわけですね。5領域も一つのモデルとして十分参考になるのですが、例えばアタッチメントとか、そういうものをどう書き込むのかということになると、もうちょっと検討する必要があるはずですよ。だとしたら、5領域を一つの参考枠にしながら、乳児, 0, 1, 2のところでは、こういう力とか態度とかを丁寧に育てていくということをし少し入れるということを議論することは、不可能じゃないと思っています。

もしそういうことがあれば、こういうものを入れていただきたいという形で御意見いただければ。5領域をそのままコピー・アンド・ペーストする必要はないと思っています。

それから、今回、議論されなかったのですが、昨日、出された幼児教育部会取りまとめというものが資料3についています。これは前回説明を受けたのですが、少し改訂版のようです。それで、その中の4ページに、幼児期の終わりまでに育てほしい姿が、1. 健康な心と体, 2. 自立心, 3. 協同性, 4. 道徳心云々, 5. 社会生活との関わり, 6. 思考力の芽生え, 自然との関わり。これは、厳密には同じではないのですが、5領域に入っているものなのです。5領域というのは非常に総花的なところがあって、その中でこれからの時代を担う子どもには、こういう力を特に持っていただきたいということが、ここで特出しされている印象もあるわけですね。

同時に2つ3つをくっつけて、一つの人間像にしていることもあった。だから、5領域

と全然違うものが入っているわけではないと思うのです。違うものが入っていると混乱するのですけれども、5領域というのは領域ごとの力の育ちだったけれども、それを子どもの人間像としてやった場合にはこういう形になるのだと言っていたいて、現場としてはかえってわかりやすくなったとならないと混乱してしまうと思います。

それが、実はどういうふうに幼稚園教育が作られるかわかりませんが、これと基本的には同じ形を私たちも踏まえて作りたいわけです。ですから、今日出された中で第2章、保育の内容の中で、幼児期の終わりまでに育てたい10の目標みたいなものをどこかに書き込むという形になっています。これは多分、3歳以上のところになっていくと思うのですけれども、それに対応する3歳の終わりまでに育てたい何とかにするかどうかということは、今回は議論できないと思います。

とにかく短い間にいろいろなことを議論しなければいけなくて、本当にいいものを作りたいのですけれども、こなさなきゃいけないので、事務局は本当に大変だと思います。ただ、今日頂いた議論は、それぞれ今までの議論にかみ合うし、それを整理していただいたような感じもありますので、もう一回整理していただいて、きょうの骨子をもうちょっと形を整えて、改めて提案していただければと思います。もし何かあったら、寄せていただきたいと思います。

では、この議論はこれで終わりますけれども、今後のスケジュール等について、お願いします。

○楠目企画官 次回の専門委員会でございますけれども、今後、日程調整させていただきまして、改めて御連絡させていただきたいと思います。

なお、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領の関係ですが、近々、内閣府において幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会が開催されまして、幼保連携型認定こども園の特に配慮すべき事項などについて議論が行われ、本年秋ごろには一定の取りまとめを行う予定と伺っておりますので、あわせて御報告させていただきます。

内閣府の検討会には、本専門委員会からも何人かの先生方に委員として御参加いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、今日はありがとうございました。これで終わります。